

○飯塚市立図書館資料等の弁償に関する取扱要綱

平成22年3月10日

飯塚市教育委員会告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市立図書館条例施行規則(平成18年飯塚市教育委員会規則第32号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、規則第4条第1項第1号に規定する資料(以下「資料」という。)の弁償及び同条第2項に規定する免除について、必要な事項を定めるものとする。

(弁償の届出)

第2条 規則第4条第1項第1号の弁償については、当該弁償に係る資料、状況等を市長に届け出なければならない。

(弁償の請求)

第3条 前項の届出を受理したときは、市長は、速やかにその者に資料の弁償を請求するものとする。

(金銭による弁償)

第4条 規則第4条第1項第1号に規定する現品による弁償以外の弁償は、当該資料を当該者が入手することが困難と認められる場合とし、その弁償額は、当該資料の実費相当額として別に定める額とする。

2 規則第4条第1項第1号ただし書に規定する金銭による弁償額は、当該資料の実費相当額として別に定める額とする。

(弁償の免除)

第5条 規則第4条第2項に規定する免除の基準は、天災、火災、盗難、その他不可抗力と認められる場合とする。

2 当該弁償に係る理由が前項の基準に該当するものであるときは、その証する書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(補則)

第6条 この告示に用いる書類の様式その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。